

和歌山県知事 様

申請者	主たる事務所所在地	〒 電話番号 ()
	医療法人名 代表者の氏名	⑩

下記のとおり定款(寄附行為)の変更をしたいので、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 50 条第 1 項の規定により申請します。

記

1 定款(寄附行為)変更の内容

2 定款(寄附行為)変更の事由

添付書類

- 1 定款又は寄附行為変更の内容に関する新旧対照表
- 2 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続を経たことを証する書類
- 3 現行の定款又は寄附行為の写し
- 4 当該医療法人が新たに病院、診療所又は介護老人保健施設を開業しようとするための定款又は寄附行為の変更である場合には、次に掲げる書類
 - (1) 病院又は介護老人保健施設を新たに開設する医療法人にあっては、その資産の総額の 100 分の 20 に相当する額以上の自己資本を有していることを証する書類
 - (2) 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の診療科名、従業者の定員並びに敷地及び建物の構造設備の概要を記載した書類
 - (3) 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書類
 - (4) 定款又は寄附行為変更後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 5 当該医療法人が新たに医療法第 42 条第 1 項各号に定める附帯業務を行うための定款又は寄附行為の変更である場合には、次に掲げる書類
 - (1) 当該業務に係る施設の職員、敷地及び建物の構造設備の概要並びに運営方法を記載した書類
 - (2) 定款又は寄附行為変更後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書
- 6 当該医療法人が定款又は寄附行為の変更により医療法第 42 条第 2 項に規定する特別医療法人に該当することとなる場合にあっては、次に掲げる書類
 - (1) 医療法施行規則第 30 条の 35 第 1 項各号に規定する要件に適合していることを証する書類
 - (2) 医療法第 42 条第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める業務を行おうとする医療法人にあっては、当該業務の概要及び運営方法を記載した書類
 - (3) 定款又は寄附行為変更後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書